

子育て・教育

母子の保健

問 健康推進課(保健センター内) ☎ 0495-24-2003

🍷 妊娠がわかったら

▶ 妊娠届、母子健康手帳・出産応援ギフトの交付

妊娠がわかったら、妊娠の届け出をしてください。助産師や保健師等が面談を行い、母子健康手帳の交付及び出産応援ギフトの申請をお受けしています。

用意 本人確認が出来る書類(マイナンバーカード、運転免許証等)、妊婦さん名義の預(貯)金通帳

▶ 妊婦健康診査、妊婦歯科健診、産婦健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成

各種健診等の助成券を交付して、費用の一部を助成します。お母さんの健康管理と赤ちゃんの健やかな発育のため、必ず健診等を受けましょう。

🍷 本庄市「親の学習手引書」の配布

問 生涯学習課 ☎ 0495-22-3248

「親の学習手引書」は、先輩パパ・ママ達の経験をワンポイントアドバイスとして掲載した、読みやすく見やすい子育ての手引書です。母子手帳の交付時に配布しています。ホームページでも閲覧できます。



🍷 赤ちゃんが生まれたら

▶ 赤ちゃん誕生連絡票・ハッピーベビーコール

出生届提出時に「赤ちゃん誕生連絡票」の記入をお願いします。里帰り等で記入できない方は、妊婦健康診査助成券に付いている「出生連絡票」を記入し送付いただくか、電話等での連絡をお願いします。連絡票をもとに、保健師・助産師・看護師からすべてのご家庭へ生

後2~3週頃に電話をし、赤ちゃんの様子をお伺いしたり、育児の相談に応じています。

▶ 赤ちゃん訪問・子育て応援ギフト・子育て支援金

赤ちゃんが生まれたすべてのご家庭へ保健師・助産師・看護師が訪問を行い、赤ちゃんの体重測定や育児などの相談、健診や予防接種の説明をしています。また、子育て応援ギフトや子育て支援金の申請についても説明しています。

▶ 産後ケア事業

産後間もないお母さんの身体や心を休ませながら、赤ちゃんの育児のサポートが受けられる制度です。

▶ 乳幼児健康診査・健康相談

乳幼児健康診査及び健康相談を行います。対象者へは、健診日の約1か月前に郵送で通知します。日程、会場等は通知にてご確認ください。

健康診査(集団)	3~4か月児・1歳6か月児・3歳児
健康相談(集団)	9~10か月児・2歳児
歯科健診(個別)	2歳6か月~6歳未満

※5歳児健康相談については、実施時期などの詳細が決まり次第、広報等でお知らせします。

🍷 保健センターでの教室

おや親タマゴ(両親学級)	これからママ・パパになる方のための教室です。妊娠中の生活や赤ちゃんのお風呂の入れ方等について学びます。
ラッコクラス(育児学級) コアラクラス(離乳食教室)	赤ちゃんのこころの発達や離乳食について学んだり友達づくりの場として実施します。
母乳相談	妊娠中、子育て中の方に母乳について助産師による相談を実施します。

子育ての不安や悩みの相談

▶ 発達教育支援センター「すきっぷ」

問 健康推進課(すきっぷ) ☎ 0495-27-5550

生活や学びの場で課題を抱える子どもや、保護者・支援者からの相談をお受けします。
毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)

▶ 子育て支援課

問 ☎ 0495-25-1143

市の相談機関で、子育て支援サービスに関わる案内や、18歳未満の子どもについてのあらゆる相談(児童虐待等)をお受けします。
毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日・年末年始を除く)

▶ 家庭児童相談室

問 家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎ 0495-25-1129

家庭におけるお子さんにかかわる悩みごと、親子・きょうだいなどの家庭関係のほか虐待などについても不安があったら、ためらわずにご相談ください。家庭児童相談員が相談をお受けします。
毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

▶ 熊谷児童相談所

問 ☎ 048-521-4152

埼玉県相談機関で、18歳未満の子どもについてあらゆる相談(児童虐待、性格行動・しつけについての相談など)を行っています。電話相談は、随時お受けしています。里親に関するご相談も行っています。
毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時15分(祝日・年末年始を除く)

▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間対応・通話無料)

問 ☎ 189

「児童虐待」と思ったらすぐにお電話ください。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

▶ 児童相談所相談専用ダイヤル(24時間対応・通話無料)

問 ☎ 0120-189-783

虐待以外の相談(養育・非行等)をお受けしています。

▶ 子どもスマイルネット

問 ☎ 048-822-7007

埼玉県の窓口で、子育ての悩みやしつけの問題からいじめや虐待など子供にかかわるあらゆる相談をお受けしています。
毎週月曜日～金曜日 午前10時30分～午後6時(祝日・年末年始を除く)

予防接種

問 健康推進課(保健センター内) ☎ 0495-24-2003

- 接種時期と接種間隔は、予防接種法等で定められています。期間内に計画的に受けるようにしましょう。
 - 接種時期を過ぎたり、重複して接種してしまうと任意接種となり、費用は全額自己負担になりますのでご注意ください。
 - 契約医療機関については、健康推進課にお問い合わせください。
 - 接種の前には、通知や説明書「予防接種と子どもの健康」等を必ずお読みください。
- ※ 転入した方は、予診票をお渡ししますので、必ず母子健康手帳を持って健康推進課又は支所市民福祉課(アスパアこだま1階)へお越しください。

▶ 個別予防接種(契約医療機関で実施)

予防接種名	接種時期・回数	予診票の配布方法
ヒブ	生後2か月～7か月に至るまでの間に接種開始の場合は4回 生後7か月～12か月に至るまでの間に接種開始の場合は3回 1歳～5歳に至るまでの間に接種開始の場合は1回	赤ちゃん訪問時に配布
小児用肺炎球菌	生後2か月～7か月に至るまでの間に接種開始の場合は4回 生後7か月～12か月に至るまでの間に接種開始の場合は3回 1歳～2歳に至るまでの間に接種開始の場合は2回 2歳～5歳に至るまでの間に接種開始の場合は1回	
ロタウイルス	ロタリックスは生後6週から24週までの間に2回 ロタテックは生後6週から32週までの間に3回	



予防接種名	接種時期・回数	予診票の配布方法
四種混合1期 [ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ]	生後2か月～90か月に至るまでの間 初回:20日以上、標準的には56日までの接種間隔で3回 追加:初回3回目終了後6か月以上、標準的には1年から1年半の間隔を おいて1回	赤ちゃん訪問時に 配布
BCG	1歳に至るまでの間に1回	
水痘	生後12か月～36か月に至るまでの間 3か月以上、標準的には6か月から1年の間隔をおいて2回	
MR混合 [麻しん・風しん]	1期:生後12か月～24か月に至るまでの間に1回 2期:小学校就学前の1年間に1回(4月1日～翌年3月31日)	
B型肝炎	1歳に至るまでの間に3回 27日以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目から139日以上の間隔を おいて1回	
日本脳炎	生後6か月～90か月に至るまでの間 1期初回:6日以上、標準的には28日までの接種間隔で2回 1期追加:初回2回目終了後6か月以上、標準的にはおおむね1年後に1回 2期:9歳以上13歳未満に1回	9歳の誕生日を迎えた翌月に郵送
二種混合2期 [ジフテリア・破傷風]	11歳以上13歳未満に1回	11歳の誕生日を迎えた翌月に郵送
子宮頸がん予防	小学6年生～高校1年生相当の年齢の女子に2回または3回 ◆ キャッチアップ接種(ワクチンの接種を逃した方への接種)について 対象 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの子 接種期間 令和7年3月31日まで	小学6年生の女子に郵送

日本脳炎予防接種の特例

一時見合わせていましたが、平成22年度以降は新しいワクチンの接種を再開しています。
次の期間に生まれた方は特例の対象となりますので、現在までの接種回数を確認し、不足回数を接種してください。

◆平成19年4月1日以前生まれで20歳未満の方

- 接種回数** 1期 3回接種
2期 1期の接種後6か月以上、標準的にはおおむね5年の間隔を空けて接種
- 接種期間** 20歳の誕生日の前日まで

子どもと遊ぼう

子どもをおなかにまたがせ、
仰向けに寝ます。膝を立てて
おなかの力を使い起き上がり、
おでことおでこでごっつんこ。親
の腹筋の運動にもなります。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

🍷 保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業

保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業は、保育を必要とする家庭の児童等を保育・教育する施設・事業者です。

▶ 公立

市外局番(0495)

施設名	定員	受入月齢	所在地	電話番号	開所時間		
					延長	通常	延長
いずみ保育所	90	2か月～	小島5-5-45	22-4891	7:00～	7:30～18:30	～19:00
久美塚保育所	90	2か月～	児玉町児玉2351-1	72-4386	7:00～	7:30～18:30	～19:00

▶ 私立

市外局番(0495)

施設名	定員	受入月齢	所在地	電話番号	開所時間		
					延長	通常	延長
旭保育園	106	2か月～	駅南1-5-20	22-3398	7:30～	8:00～19:00	～19:30
本庄保育園	120	5か月～	小島1-5-18	22-3913	7:00～	7:30～18:30	～19:00
こぞくら保育園	200	3か月～	栄3-6-34	22-5812		7:00～18:00	～19:00
日の出保育園	100	2か月～	沼和田1020	21-5263	7:20～	8:00～19:00	
みどり保育園	90	6か月～	寿3-10-30	21-5957		7:20～18:20	～18:50
聖徳本庄保育園	60	2か月～	栄2-10-14	21-4365		7:30～18:30	～19:00
小島南保育園	60	2か月～	小島南3-1-5	21-5543	7:00～	7:30～18:30	～19:00
北泉保育園	120	2か月～	西五十子620-1	24-2572		7:00～18:00	～19:00
たんぼぼ保育園	75	2か月～	今井1328	21-9890		7:15～18:15	～19:15
ほほえみ子どもの国保育園	45	2か月～	緑2-15-5	23-1018	7:15～	7:45～18:45	～19:15
藤田保育園	60	2か月～	牧西30	24-2886		7:30～18:30	～19:00
西光保育園	70	2か月～	児玉町塩谷85-1	72-5147		7:30～18:30	～19:00
西光第二保育園	70	2か月～	児玉町吉田林447-6	72-5473		7:30～18:30	～19:00
秋平さくら保育園	50	6か月～	児玉町秋山2527-1	72-1167	7:00～	7:30～18:30	～19:00
コウガの森・梅花	90	2か月～	見福1-2-7	22-4474	7:00～	7:30～18:30	～19:00
本庄幼稚園	66	6か月～	小島6-5-3	24-0189		7:30～18:30	
本庄東幼稚園	60	8か月～	東台3-1-12	22-2937		7:30～18:30	
若草保育園	88	2か月～	仁手669-4	21-5001		7:20～18:20	～18:50

施設名	定員	受入月齢	所在地	電話番号	開所時間		
					延長	通常	延長
コウガの森・共和	62	2か月～	児玉町蛭川885	72-0104	7:00～	7:30～18:30	～19:00
本庄旭幼稚園	33	6か月～	小島395-2	24-3626		7:30～18:30	～19:00
児玉櫻井幼稚園	45	8か月～	児玉町八幡山594-2	72-0443		7:30～18:30	
児玉の森こども園	159	9週～	児玉町児玉2448-1	72-0186		7:30～18:30	～19:30
ふくしまキッズ保育園	20	6か月～	千代田1-2-20	27-2010	7:30～	8:00～19:00	～19:30
加川ベビールーム	3	6か月～	日の出4-3-4	24-0586	7:00～	7:30～18:30	～19:00

▶ 入所基準

児童の保護者のいずれもが、次の保育を必要とする事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由 就労、出産、疾病、看護、求職、就学、災害など

▶ 入所申し込み

保育課(市役所2階)または支所市民福祉課(アスパアこだま1階)に次の必要書類を提出してください。
※引落希望口座のキャッシュカードをお持ちください。

- 必要書類**
- 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書
 - 保育を必要とする証明(保護者それぞれ)
 - 本庄市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- ※その他状況に応じて必要な書類が異なります。
※申請に個人番号(マイナンバー)が必要な場合があります。

▶ 保育料

4月分～8月分は前年度の市町村民税、9月分～3月分は現年度の市町村民税に基づきそれぞれ決定します。
保育所等を同時に利用する場合には2人目は半額となります。また、3人目以降は保育所等を利用している・していないにかかわらず、無料となります(要申請)。

📍 幼稚園

問 保育課 ☎ 0495-25-1128

▶ 私立

市外局番(0495)

幼稚園名	所在地	電話番号
本庄青葉幼稚園	小島南2-6-39	24-3510
本庄すみれ幼稚園	五十子3-6-24	22-4623
若泉幼稚園	北堀209	21-5265

※入園については、各園へご連絡ください。

子育て支援

問 子育て支援課 ☎ 0495-25-1143

📍 子育て支援センター

子育て家庭を対象としたさまざまな教室・講座、イベントや育児相談・身体測定の実施により子育てを支援するため、次の保育園で子育て支援センター事業を実施しています。参加を希望される支援センターにご自由にお申し込みください。

※各センターの活動内容がわかる「おたより」は、各子育て支援センター、児童センターの窓口のほか、子育て支援課(市役所2階)、保健センター、市ホームページで配布しています。

▶ 公立

市外局番(0495)

センター名	電話番号	内容	活動日・時間
いずみ保育所子育て支援センター	22-4891	0歳児～未就学児を対象。親子で楽しめる遊びの教室「ぷりん」を週2回開催。育児相談も行っています。	月～金 午前9時～正午 午後1時30分～4時

▶ つどいの広場

児童センターでは、0歳から小学校就学前の子と保護者が自由に集まり交流する「つどいの広場」を開催しています。子育て相談も行っています。お気軽にお出かけください。

児童センター名	電話番号	内容	活動日・時間
前原児童センター	21-9820	『広報ほんじょう』や市ホームページに掲載しています。また、つどいの広場のおたより(毎月発行)は、各児童センター、保健センター、子育て支援課窓口等で配布しています。	毎週月・水・金 (休日、年末年始除く) 午前9時～午後2時
日の出児童センター	21-0420		
児玉児童センター	71-6805		

▶ 私立

市外局番(0495)

センター名	電話番号	内容	活動日・時間
北泉保育園子育て支援センター	71-5806	年齢別サークルの遊びやすい中で、親子でのふれあいを大切にしながら子育て期間をアクティブに過ごせる活動を取り入れています。	月～金 午前9時30分～午後3時30分
こざくら子育て支援センター	22-8739	みんなの広場・赤ちゃん広場、訪問型支援、ダウン症児・多胎児サークル、ママのためのさまざまな講座、育児相談(電話・面談)、看護師によるすこやか相談	月～金 午前9時～正午 午後1時～3時30分
コウガの森・梅花	22-4474	リトミック、運動遊び、ふれあい遊び、製作、感触遊び、園庭開放など	月～金 午前9時～午後2時
児玉の森こども園 子育て支援センター With	72-0186	室内・園庭自由遊び、訪問型支援、歌・絵本読み聞かせ、ふれあい遊び、製作、育児相談、こども園園児・地域の方との交流、栄養士によるクッキングなど	月～金 午前9時～午後3時
西光保育園子育て支援センター	71-1115	体操教室、ベビーマッサージ、ティータイム、育児相談(火・金曜日の午後)	月～金 午前9時～正午 午後1時～3時
コウガの森・共和	72-0104	運動遊び、感触遊び(小麦粉・片栗粉・ゼリー)、身体測定、製作、手・指先を使う遊び、子育て相談	月～金 午前9時～午後2時

🍷 児童センター

0歳から18歳までの児童が自由に遊べる児童センターを設置しています(乳幼児は、大人の付き添いが必要です)。

市外局番(0495)

児童センター名	所在地	電話番号
前原児童センター	前原1-4-13	21-9820
日の出児童センター	日の出2-5-56	21-0420
児玉児童センター	児玉町八幡山368(アスパアこだま内)	71-6805

一時保育

自宅で保育しているご家庭の方が急用などで一時的に子どもを預けたい場合、下記の園に直接事前申込をしてください。

公立 市外局番(0495)

所名	所在地	電話番号
いずみ保育所	小島5-5-45	22-4891
久美塚保育所	児玉町児玉2351-1	72-4386

私立 市外局番(0495)

所名	所在地	電話番号
北泉保育園	西五十子620-1	24-2572
コウガの森・梅花	見福1-2-7	22-4474
コウガの森・共和	児玉町蛭川885	72-0104
西光保育園	児玉町塩谷85-1	72-5147
西光第二保育園	児玉町吉田林447-6	72-5473
児玉の森こども園	児玉町児玉2448-1	72-0186
ふくしまキッズ保育園	千代田1-2-20	27-2010
本庄幼稚園	小島6-5-3	24-0189

学童保育

留守家庭の小学生を対象に放課後保育を行う「学童保育所」が市内に22か所あります。入所をご希望の方は、直接お問い合わせください。

公立 市外局番(0495)

クラブ名称	所在地	電話番号	主な対象学区
前原学童保育室	前原1-4-13 (前原児童センター内)	21-9820	中央小、 本庄西小、 本庄南小
日の出学童保育室	日の出2-5-56 (日の出児童センター内)	21-0420	本庄東小
藤田学童保育室	牧西1171 (藤田小学校内)	24-5153	藤田小
寿学童保育室	寿2-4-24	24-8570	本庄東小

私立 市外局番(0495)

クラブ名称	所在地	電話番号	主な対象学区
学童保育所・ちびっ子ステーション	都島234-3	21-7005	旭小
童夢館竹の子	西富田367	21-3244	本庄南小
いずみクラブ	朝日町3-6-29	23-1798	本庄東小、 北泉小
ほほえみキッズクラブ	緑2-15-5	23-1018	中央小
恵アフタースクール	西五十子620-1	24-2572	北泉小、 本庄東小
学童保育所みらい	中央3-3-3	24-3075	本庄西小
学童保育わかくさ	仁手669-4	21-5340	仁手小、 藤田小、 本庄東小

クラブ名称	所在地	電話番号	主な対象学区
キッズスペースBaika	見福1-2-28	22-4474	中央小
じいじとばあばの宝物	柏1-3-29	24-3210	中央小、 本庄南小
キッズステーションY.co	北堀1870-1	71-7440	北泉小
こざくら学童クラブ	栄3-6-34	22-1601	本庄南小、 中央小
つくしんぼ学童保育クラブ	児玉町 児玉1352-1	72-0426	児玉小
ひまわり学童保育クラブ	児玉町 金屋960-2	72-6184	金屋小
きらきら学童保育クラブ	児玉町 蛭川915-12	72-3845	共和小
むさし青麦館	児玉町 吉田林10-3	73-1211	児玉小、 金屋小
あおぞら学童保育クラブ	児玉町 秋山2528-1	71-7850	秋平小、
キッズスペースKyowa	児玉町 蛭川885	72-0104	共和小、 北泉小
ほがらから遊水館	児玉町 吉田林11-1	73-1212	児玉小、 金屋小

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「子育ての手助けを受けたい」「子育てのお手伝いができる」という方たちが会員になって一時的な育児の援助活動を有料で行う会員組織です。市ではこの運営を本庄市社会福祉協議会に委託して実施しています。

援助時間 午前6時～午後9時

利用料金	平日:午前7時～午後7時	1時間あたり700円
	平日:上記以外の時間	1時間あたり800円
	土・日・休日・年末年始 (12月29日～1月3日)	1時間あたり800円

申し込みは、本庄市ファミリー・サポート・センター(本庄市社会福祉協議会内)へ
本庄市社会福祉協議会

銀座1-1-1(はにぼんプラザ内) ☎0495-24-2755

児玉支所

児玉町八幡山368(アスパシアこだま内)

☎0495-73-1237

子育て応援アプリ・モバイルサイト

問 子育て支援課 ☎0495-25-1143
本庄市保健センター ☎0495-24-2003

登録いただくことで、妊娠週数や3歳になるまでのお子さんの月齢・年齢に合わせた子育て応援メール「すくすくメール」が届き、「予防接種スケジュール」の自己管理も簡単にできます。

また、8月から子育て応援アプリの配信を開始しました。モバイルサイトからダウンロードできますのでご利用ください。



※各申請にマイナンバーが必要になる場合があります。

🍷 児童手当

中学校卒業(15歳に達する日以後最初の3月31日)までの子どもを養育している方(父母ともに児童を養育している場合、原則として所得の高い方)に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の支給対象となり、原則、年に3回(2月・6月・10月)、4か月分ずつ支払われます。

▶ 児童手当の支給額(所得が限度額未満の場合)

子どもの年齢		1人あたり月額
3歳未満(誕生日の月まで)		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1、2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

▶ 特例給付の支給額(所得が限度額以上、上限額未満の場合)

子どもの年齢	1人あたり月額
一律	5,000円

申請に必要なもの

請求者名義の通帳、請求者の保険証など
※その他状況に応じて必要な書類が異なります。

🍷 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障害があるときに支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の支給対象となり、原則、年に6回(奇数月)、2か月分ずつ支払われます。
※18歳になった年の年度末まで(一定の障害がある子どもは20歳未満まで)。

※児童扶養手当には、所得制限があります。申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により手当の支給に制限があります。

子どもの人数	全部支給(月額)	一部支給(月額)
1人の場合	44,140円	44,130円~10,410円
2人目加算額	10,420円	10,410円~5,210円
3人目以降加算額(1人につき)	6,250円	6,240円~3,130円

※表の手当額は、令和5年度の額です。手当額は、物価スライド制により毎年見直しが行われます。

申請に必要なもの

請求者及び児童の戸籍謄本、請求者名義の通帳など
※その他状況に応じて必要な書類が異なります。

🍷 子育て支援金

問 健康推進課 ☎ 0495-24-2003

出生後、初めてされる住民登録が本庄市となる子どもを養育している市内在住の方に支給します。

対象の子ども	支援金額
第1・2子	20,000円
第3子以降	30,000円

申請に必要なもの 印鑑、請求者名義の通帳

※第〇子とは、18歳になった年の年度末までの児童の順番です。

🍷 特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害のある子どもを育てている方(父母ともに児童を養育している場合、原則として所得の高い方)に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の支給対象となり、原則、年に3回(4月・8月・11月)、4か月分ずつ支払われます。

障害の状態	1級(重度)	2級(中度)
1人月額	53,700円	35,760円

※特別児童扶養手当には、所得制限があります。申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により手当の支給に制限があります。

※表の手当額は、令和5年度の額です。手当額は、物価スライド制により毎年見直しが行われます。

申請に必要なもの

請求者及び児童の戸籍謄本、請求者名義の通帳、診断書など

※その他状況に応じて必要な書類が異なります。

🍷 子ども医療費

18歳になった年の年度末までの子どもの医療費を助成する制度です。利用には、事前登録が必要です。

登録申請に必要なもの

子どもの保険証、家計の主宰者名義の通帳など

※保険証がなくても、仮登録をしてください。

※家計の主宰者とは、父母ともに子どもと同居し養育している場合は、原則として所得の高い方になります。

※その他状況に応じて必要な書類が異なります。

🍷 未熟児養育医療費

身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児の医療費を助成する制度です。

申請に必要なもの

指定養育医療機関の医師が証明した意見書、子どもの保険証(交付前であった場合、加入予定の保護者などの保険証)、母子健康手帳

ひとり親家庭等医療費

母(父)子家庭、親がいないため親に代わり子どもを育てている養育者家庭または母(父)に一定の障害がある家庭の申請者と子どもの医療費の一部を助成する制度です。利用には事前登録が必要です。

※18歳になった年の年度末まで(一定の障害のある子どもは20歳まで)。

※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

申請に必要なもの

申請者及び子どもの保険証、申請者名義の通帳など
※その他状況に応じて必要な書類が異なります。

母子家庭等自立支援給付金支給事業

▶ 自立支援教育訓練給付金事業

20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父を対象に、就業促進のための給付事業を実施しています。雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等(ホームヘルパー・医療事務など)の講座を受講し、修了した場合に受講料の60%に相当する額を支給します(上限あり。1万2千円を超えない場合は支給されません。また、雇用保険法の一般教育訓練給付金の受給資格がある場合は、差額を支給します)。

▶ 高等職業訓練促進給付金等事業

20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父が資格取得(看護師・介護福祉士など)のため、6か月以上養成機関等で修業する場合に、上限4年まで給付金を支給します。

	市町村民税課税世帯	市町村民税非課税世帯
訓練促進費	70,500円(月額) ※最終学年は 110,500円(月額)	100,000円(月額) ※最終学年は 140,000円(月額)
修了一時金	25,000円	50,000円

▶ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

20歳未満の子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父及びその子を対象に、高卒認定試験の合格を目指す対策講座を受講する場合に、給付金を支給します(上限あり。また、下表にある給付金の支給額がそれぞれ4,000円を超えない場合は支給されません)。

	支給額
受講開始時給付金	受講料等の40%
受講修了時給付金	受講料等の10%
合格時給付金 ※	受講料等の10%

※受講修了後、2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

問 北部福祉事務所 ☎ 0495-22-0140

20歳未満の子どもを養育している母(父)子家庭の母(父)または寡婦の方の経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金の貸し付けを行っています。

資金の内容

就学支度、修学、医療介護、生活、転宅、住宅など
※事前相談が必要になります。詳細はお問い合わせください。

子育てに悩んだとき、迷ったときのヒント

本庄市 親の学習手引書

乳幼児から高校生までの成長の段階ごとに読める、子育てアドバイスブックです。

- 上手なほめ方・叱り方
- 学習意欲を高める方法
- 外遊びのすすめ
- 思春期の心の体 など
- トイレトレーニング

詳しくはこちら



小中学校

問 学校教育課 ☎ 0495-25-1149

公立小中学校一覧

市外局番(0495)

	学校名	所在地	電話番号
小学校	本庄東小学校	日の出1-2-1	21-3051
	本庄西小学校	千代田4-3-2	21-4361
	藤田小学校	牧西1171	22-2981
	仁手小学校	仁手618	22-2967
	旭小学校	都島78	22-3463
	北泉小学校	北堀1871-1	22-3791
	本庄南小学校	栄3-6-24	22-2839
	中央小学校	緑1-16-1	21-2361
	児玉小学校	児玉町児玉1355-1	72-1569
	金屋小学校	児玉町金屋1116-1	72-1168
	秋平小学校	児玉町秋山2531	72-1239
中学校	本庄東中学校	日の出4-2-45	22-6318
	本庄西中学校	千代田4-3-1	22-6424
	本庄南中学校	緑3-13-1	24-1801
	児玉中学校	児玉町八幡山438	72-0133

※本泉小学校は、休校中です。

教育資金の貸付

問 学校教育課 ☎ 0495-25-1149

入学準備金貸付制度

高等学校や大学等に入学することが確実な方の保護者で、経済的理由で入学時に要する費用の調達が困難な方を対象に、入学準備金を無利子で貸し付けます。

貸付限度額は、高等学校等の場合250,000円以内、大学等の場合500,000円以内です。

貸し付けた月の翌月から6か月を経過した後から、返済開始となります。

育英資金貸付制度

高等学校や大学等に在学中の方または入学する方で、経済的な理由により修学が困難な方を対象に、育英資金を無利子で貸し付けます。

貸付限度額は、高等学校等の場合月額15,000円以内、大学等の場合月額30,000円以内です。

貸付が終了した月の6か月を経過した後から、返済開始となります。

小中学校の手続き

▶ 入学(新1年生)する場合

住所地によって入学する学校を指定しますので、手続きの必要はありません。

なお、小学校については、入学前に健康診断を実施します。前年の9月上旬に通知を送付しますので、必ずご参加ください。

▶ 転校する場合

現在通っている学校及び学校教育課へ連絡してください。

就学援助制度

経済的な理由により小中学校への就学が困難な児童生徒(入学予定者を含む)の保護者を対象に、就学費用の一部を援助しています。

対象者	市内に住所を有し、本庄市立の小中学校に在籍する児童生徒(入学予定者を含む)の保護者で、次のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認める方 ●生活保護を受けている家庭 ●生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に困窮している家庭(生活保護が停止または廃止となった・市民税が非課税である・児童扶養手当を受給している・その他経済的に困難である)
内容	学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費などの一部 ※ただし、生活保護世帯の場合は、修学旅行費、医療費のみ
提出書類	就学援助申請書、所得課税証明書(転入の場合)、借家の契約書の写し(借家の場合)
提出先	学校教育課(市役所4階)、支所総務課(アスパピアこだま2階)、各小中学校

生涯学習

問 生涯学習課 ☎ 0495-22-3248

市民総合大学

生涯学習による「ひとづくり」と「まちづくり」の原動力となる人材の育成と、市民一人ひとりが、自己を高め、人格を磨き、幸せで豊かな人生を送ることができるよう市民総合大学を設置し、学びの場を提供しています。

また、小学生から高齢者までが生涯学習活動を通じて相互にふれあい、地域の結びつきを強めることができるよう、世代間交流、異学年交流に取り組んでいます。

